平成２４年（フ）第２０３６号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目23番18号
債務者　永野　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０３９号
福岡市南区平和２丁目25番１号
債務者　山崎　純造
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４４号
福岡市南区長丘３丁目３番２―201号
債務者　砥綿　正行
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０６０号
福岡市東区原田１丁目17番28号
債務者　森島　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０１号
福岡市西区小戸４丁目30番15―303号
債務者　鉄穴　友香
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１２０号
福岡市東区西戸崎２丁目14番２―306号
債務者　島内　惠子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１２３号
福岡市博多区那珂１丁目25番１号
債務者　池本　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７号
大分県日田市上津江町上野田1485番地３
債務者　宮木　秀文
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第７２号
北海道小樽市潮見台２丁目５番９号、前住所
北海道小樽市潮見台２丁目２番９号　堤方
債務者　本間　純一
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１２９号
北海道小樽市星野町７番20号
債務者　橋本　恵美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１５０号
北海道小樽市星野町７番20号、前住所北海道小樽市見晴町12番32号
債務者　橋本　宏司
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２１７号
長野県松本市筑摩４丁目９番22―801号　ダイアパレス松本筑摩
債務者　新井真美子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２５２号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町23番地　オ２コーポ藤岡202号室
債務者　山下　牧子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０４号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目15番地11棟301号
債務者　野村　八郎
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３１号
京都市右京区西京極中沢町36番地37、前住所
京都市右京区西京極西池田町51番地
債務者　山田　**竣**司
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
福岡県飯塚市下三緒525番地５
債務者　久保田元次
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１２７号
福岡県嘉麻市漆生1212番地３
債務者　赤松　正基
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４９４号
沖縄県那覇市識名１丁目４番７―502号　サントピア識名
債務者　野原　礼子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部